



目 次

訓 令	ページ
◎高知県県民生活対策協議会設置規程の一部を改正する訓令	1
◎高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
◎高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁
各出先機関

高知県県民生活対策協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県県民生活対策協議会設置規程の一部を改正する訓令

高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「生活安全部生活環境課長」を「生活安全部生活安全企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

高知県訓令第2号

水 産 振 興 部
水産振興部出先機関

高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県漁業協同組合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表部員の項中「水産振興部水産業振興課企画監（水産物外商担当）」を「水産振興部水産業振興課企画監（水産物外商担当）・兼水産振興部水産業振興課水産物外商室長」に、

「水産振興部水産業振興課課長補佐
水産振興部水産業振興課水産物外商室長」

を
「水産振興部水産業振興課課長補佐」

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第3号

高知県教育委員会訓令第2号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教育委員会事務局各事務所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（令和2年4月高知県訓令第8号
委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、理事・大阪事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

高知県訓令第4号

高知県教育委員会訓令第3号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教育委員会事務局各事務所

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一

部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程（令和2年12月高知県訓令第16号
高知県教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、理事・大阪事務所長」を削り、「理事（高知県移住促進・人材確保センター）」を「理事（高知県UIターンサポートセンター）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。